

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和3年9月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第28号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。 3 第1項の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当	(受給資格者) 第2条 <省略> 2 前項 <u>第1号</u> の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。 3 第1項 <u>第1号</u> の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き

<p>該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。)を採用していない場合は、この限りでない。</p>	<p>続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。)を採用していない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療（<u>6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもに係るものを除く。</u>）を受けることができる子ども又は瀬戸市中心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5)及び(6) &lt;省略&gt;</p>	<p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）<u>第3条に規定する受給資格者に監護されている子ども又は瀬戸市中心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）の規定により医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(5)及び(6) &lt;省略&gt;</p>
<p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p>	<p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p>
<p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p>	<p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。